

## 黙示による包括的な同意について

個人情報保護法では、あらかじめ加入者本人の同意を得ないものは、個人情報を第三者に提供してはならないとされていますが、被保険者への保険給付等の被保険者にとって利益になるもの、または事業者側（健保組合）の事務及び経費負担が膨大になるうえ、明示的な同意を得ることが加入者本人にとって必ずしも合理的であるとはいえない事項について、加入者本人からの特段の意思表示がない場合は、黙示による包括的な同意が得られているとみなすとされています。

このため、当健康保険組合では、以下の事項について公表し、従来通りの業務をおこないます。なお、同意を希望されない場合は当健康保険組合の相談窓口までご連絡くださいますようお願いいたします。

### ・医療費通知および給付金明細

- ① ご家族の医療費情報を黙示の同意により被保険者に提供します。
- ② 被保険者への医療費、給付金情報を黙示の同意により事業主に提供します。

### ・事業主経由で行う給付金の支給

- ① 高額療養費に該当した場合は、申請に基づかず診療報酬明細書から自動的に支給します。また、その支給は事業主を経由して行います。
- ② 一部負担還元金、付加給付（家族療養費付加金等）に該当した場合には、申請に基づかず診療報酬明細書から自動的に支給します。また、その支給は事業主を経由して行います。